

堺 堺 選 第 371 号
令 和 5 年 2 月 3 日

堺市堺区自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市堺区選挙管理委員会
委 員 長 初 道 文 雄

第 20 回統一地方選挙における会計年度任用職員の推薦について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、選挙行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第 20 回統一地方選挙につきましては、令和 5 年 4 月 9 日に執行される予定です。

つきましては、投票事務を公正かつ円滑に執行するため、別紙により投票所会計年度任用職員をご推薦くださいますようお願いいたします。

記

1. 投票所に従事する会計年度任用職員の推薦について

校区で投票事務に従事する会計年度任用職員を確保していただける場合は、『投票所会計年度任用職員推薦通知書』（別紙 1）を令和 5 年 3 月 3 日（金）までに堺区選挙管理委員会事務局にご提出くださいますようお願いいたします。

2. 校区で投票事務に従事する会計年度任用職員の要件について

(1) 業務概要

ア 投票日前日 業務打合せ、投票所の設営（動きやすい服装でお願いします。）

イ 投票日当日 名簿対照、投票用紙交付、案内等各種投票事務及び投票所の後片付け（華美でない動きやすい服装でお願いします。）

(2) 年齢その他の要件

業務時に年齢満 15 歳以上（中学生不可、高校生等は可）で、投票日前日、当日の両日とも従事可能な方をご推薦いただきますようお願いいたします。

18 歳未満の方を推薦いただく場合、『堺市選挙等従事者申込書』（別紙 2）に必要事項を記入、押印のうえ、推薦通知書とともにご返送をお願いいたします。18 歳未満の方の投票日当日従事時間については、労働基準法により前半と後半で交替していただきますので、1 人ずつ推薦をお願いします。また、従事には、親の同意書が必要になります。

(3) 報酬額

- ア 投票日前日 2,560 円
- イ 投票日当日 14,336 円 (うち 184 円が源泉徴収されます)
- ウ 投票日当日 (半日) 6,912 円

*後日、法律に基づく「源泉徴収事務」のため、各投票所の投票管理者又は職務代理者がマイナンバーを確認させていただきます。

(平成 28 年度の参議院選挙以降に選挙事務に従事され、確認済の方は不要です。)

(4) 費用弁償

ア 支給対象者

徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である職員であって、通勤のため交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤する職員

イ 支給額

i) 交通機関(鉄道、バス等)を利用する場合

往復運賃の額(上限 55,000 円)

ii) 交通用具(自転車、自動車等)を使用する場合

自転車等の片道の使用距離に応じて下記に掲げる額に、実勤務日数を乗じて得た額

下記の表は、一部抜粋であるため、15km 以上の場合は選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

片道の通勤距離	一般職員		
	自転車以外	自転車使用	
		市外居住者	市内居住者
2km未満	0円	0円	0円
2km以上5km未満	100円	150円	200円
5km以上10km未満	200円	250円	300円
10km以上15km未満	340円	390円	440円

iii) 交通機関を利用し、かつ交通用具を使用して通勤する場合

(i) と (ii) の合計額

(5)就業時間

ア 投票日前日 午前又は午後の2時間30分(投票所により異なります。)

イ 投票日当日 6:30 ~20:30

(実働 : 13時間 休憩 : 延べ1時間)

ウ 投票日当日(半日) 6:30 ~ 14:00 (前半)

13:00 ~ 20:30 (後半)

(実働 : 6時間45分 休憩 : 延べ45分間)

(6)その他

ご推薦いただいた会計年度任用職員の方につきましては、後日、ご本人宛に発令通知書、投票事務の手引等を送付いたします。

会計年度任用職員をご推薦いただけない場合は、選挙管理委員会が契約する人材派遣会社を通じて人員を配置します。

問い合わせ先

堺市堺区選挙管理委員会事務局

堺市堺区南瓦町3番1号

堺区役所企画総務課内

Tel072-228-7263 担当 豊島・水野